

No.1-2

合併号 2003年5月発行

平成15年2月24日(月)第1回住民参加部会、
平成15年3月27日(木)第2回住民参加部会、
が開かれました。

CONTENTS

- 第1回住民参加部会の内容.....1
- 第2回住民参加部会の内容.....5
- 第2回住民参加部会の資料より抜粋.....9
- これまで開催された会議等について.....11
- 住民参加部会委員リスト.....12
- 配付資料リスト.....13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・
ご意見受付.....14

淀川水系 流域委員会 住民参加部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>



第1回住民参加部会の内容

部会長からのあいさつ、委員の紹介が行われた後、部会長代理の選出が行われました。その後、今後の検討事項およびスケジュールに関して説明が行われ、議論の進め方や住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換が行われました。



第1回住民参加部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年2月24日（月） 17：30～20：00

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

参加者数：委員14名、他部会委員3名、河川管理者19名、一般傍聴者60名

1 決定事項

- ・住民参加部会の部会長代理として嘉田委員が決定した。
- ・整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）は、現在休止中の一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出する。作業部会の会議には上記メンバー以外の委員も参加可能とする。
- ・「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料（第1稿））については、「4.1計画策定・実施のあり方」「5.1計画策定・推進」は全委員が、「河川環境」「治水」「利水」など各分野における住民参加のあり方については、それぞれ担当委員が次回部会までに意見を提出する。担当は、各委員からの希望をもとに、部会長・部会長代理が調整のうえ、決定する。

（なお、部会終了後、部会長と部会長代理の相談の結果、第2回部会（3/27）以降、第20回委員会（4/21）の間に、1～2回部会を開催する方向で日程調整を行うこととなった。）

2 審議の概要

部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

部会での検討事項およびスケジュール

今後の部会での検討事項やスケジュール、役割分担等の議論が行われ、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

○主な意見については、「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

< 部会の検討事項・審議の進め方について >

全体的な部会の審議の方向性について、主に下記意見が出された。

- ・この部会で検討すべき事項は2つある。1つめは整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言。2つめは、整備計画原案の住民参加に関する部分についての検討。このうちどちらを優先するのか、又は並行して行うのかを決める必要がある。

< 整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言について >

上記のとりまとめに関し、今後すべきこと、作業の進め方について、主に下記意見が出された。

- ・参考資料1「住民意見の聴取・反映に関する提言(素案021101版)」の「3-2 河川整備計画策定時」を詳しく具体的に検討し、提言としてとりまとめる必要がある。その際、住民意見の聴取として考え得る手法は多くとも、実際に可能なものはそう多くない。まずは様々な意見聴取の方法を情報収集し、そこから現実的に可能な方法を検討していけばよい。
 - 住民参加や意見聴取の先進地区である関東での取り組み例や、興味深い博士論文などをもっている。参考になると思うので後日この場に提供したい。
 - 情報収集はもちろん必要だが、日本では流域委員会で提示した提言の内容に対し実際に参考になるほどの住民参加の例はないように思う。それよりも、委員が現場に出向き住民参加の実態を認識しながら進めていく必要がある。
 - 確かに実際に現場に赴き生の意見を吸い上げるシステムをつくっていくことは必要だ。今後様々なパターンで試行を行っていけばその中から使える手法がでてくる可能性もある。しかし、これは時間がかかることなので、その結果を待っているだけでは検討を進められない。随時成果を審議に反映していけばよい。（部会長）
- ・本部会の中の一般意見聴取WGメンバーが中心となって、次回部会までに素案をとりまとめてほしい。（部会長）

< 原案の検討について >

現在河川管理者から提示されている説明資料（第1稿）の検討の進め方について、主に下記意見が出された。

○進め方について

- ・河川管理者の今までの経験から具体的な住民参加の事例を分野別に出していただき、委員からの情報提供とともにそれらを審議してはどうか



・第一義的に検討すべき項目として、総論にあたる説明資料（第1稿）の4.1と5.1（計画策定・推進）があり、各論といえるその他の個別分野も住民参加の視点から検討することが示唆されているが、これら全てをこの部会で検討すべきなのか。

→たとえば説明資料（第1稿）で設置を提案されているさまざまな協議会に関してなど、住民参加に関わる問題が各部会においても検討されるはずなので、住民参加部会では全体的な総論を重点的に検討すべきだ。

→総論を書くのは簡単だが、具体的な提案は難しい。各分野、事業ごとに利害関係などの事情は違ってくるのだから、個々の住民参加のあり方を考えてまとめていくべき。具体例をもとに検討することで、全体的なことも見えてくる。整備計画の具体的な内容について河川管理者と意見交換しながら進めていけばよい。

・分野別の検討の他に、例えば汽水域の領域に関して全ての分野を受け持つ、というエリア的なをしぼった検討の仕方もある。

○ 役割分担について

・第一義的検討項目である4.1、5.1は全委員で考えれば良いが、個別分野を住民参加の視点で検討する部分については、分担を決めて意見を提出した方が効率的ではないか。

→分担については、たとえば環境部会と住民参加部会を兼任されている方は環境を担当するなど他のテーマ別部会との兼務状況を考慮して決めた方がよい。

○ 住民参加の考え方について

・今まで流域委員会では意見聴取として様々な取り組みを行ってきたが、住民参加は意見聴取より大きな概念である。

→委員のなかでも住民参加の概念は必ずしも一致していない。認識を統一した上で作業すべき。

・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。

・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。

・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。

<河川管理者が実施中の意見聴取への助言>

・現在、実施中なので早めに議論すべき。

→提言をとりまとめれば、それに従って具体的に考えられると思うので現段階では特に必要とは思えない。

→現在、提案を出せていないので、助言してもよいのではないかと思います。（部会長）

・先日、河川管理者の住民説明会に参加したが、新しい方針に基づいて説明をされているのだから、もっと理念転換を前面に出すべきと感じた。従来と同様の一方的な説明に終始している感があったが、専門用語を避け一般の人に分かりやすい言葉で伝える／対話の時間を長くとりなど、住民に心理的な接近感を与えるような努力が大切である。

→まだ始めたばかりで不慣れなため至らない点もあったかと思う。本日の意見を参考に改善していくつもりである。（河川管理者）

→説明会も新聞に掲載された広告も、形式的なお役所仕事から抜け切れていない印象がある。聴衆に届くような話し方や広告の手段を工夫するべき。

→河川管理者の努力は認めているが、意見を分類して一括して返答するようなやり方では誠意が伝わらない。委員会で行ったような、個々の質問に対応する手間のかけ方や親切さから住民の信頼や安心は生まれるのではないか。

以上



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回住民参加部会の内容

委員会および各部会の状況について説明が行われた後、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）の検討の論点についての意見交換が行われ、その後住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換が行われました。



第2回住民参加部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木）12：30～14：35
場 所：国立京都国際会館 2階 Room B - 2
参加者数：委員11名、他部会委員 1 名、河川管理者8名、一般傍聴者24名

1 決定事項

- ・各委員は、作業部会が本日提出した河川整備計画策定時における一般意見の聴取・反映についての案（資料3）に対する意見を提出する。
- ・各委員は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料（第1稿））についての意見（総論部分および各担当分野）を引き続き、次回部会までに提出する。

2 審議の概要

第18回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに第18回委員会以降の状況、テーマ別部会の設立や今後の予定について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1『「説明資料（第1稿）」検討の論点について』をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後主に資料2-1の18頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

住民参加に関する提言について

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後「関係住民」の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

今後の進め方について

作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第20回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。
第4回住民参加部会の開催を4/18に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「一般からの流域委員会への質問や意見に対し回答していくと提言説明会で聞いたが、その後の進捗状況を教えてほしい」との発言があり、庶務より「現在いくつかの論点に分けて整理した冊子を作成中であり、近日中に出来上がる予定である」との回答があった。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1『「説明資料（第1稿）」検討の論点について』をもとに部会長より本日の論点についての説明が行われた。その後、主に資料2-1の18頁の論点（1）をもとに、河川レンジャーの目的、位置づけ、名称、拠点などについて意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

<進め方について>

- ・整備内容シート（第1稿）にある具体的な内容にまで踏み込んで議論するのは次の段階であり、この部会で議論すべきなのは説明資料（第1稿）の項目のレベルではないのか。説明資料でとどまるのか、個々の整備内容シートまで入っていくのか進め方を整理して欲しい。
→多少は具体的な内容に入ってもよいが、まずは全体の論点をまとめ、確認できたところから細かい内容に入っていくべき。（部会長）

<河川レンジャーの目的、位置づけ、役割等について>

- ・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるような言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切なのかも検討すべきだ。
→これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者やNPO等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならない。
→できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。
- ・説明資料（第1稿）5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせて人材を選ぶのではなく、目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度などについても考えていかなければならない。
→提言を踏まえてこの5.1.2の河川レンジャーという部分を書いているので、提言と合っていない部分があるなら教えてほしい。また、整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2等として具体的な内容を示しているので参照してほしい。（河川管理者）
→河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ提案ができるような人が出てくる必要がある。
→住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべきだ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業と

して盛り込むだけでも効果があるだろう。まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき。

- 皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生まれる。
- 運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくい、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。
- 地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。
- 河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO（新設含む）等も視野に入れて検討すべき。
- ある運動をしている団体に定期的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いつつも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評価する仕組みも必要である。
- 河川管理者もまず試行から始めるとしているように、あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化させていくのがよい。

<河川レンジャーの拠点について>

- ・整備内容シート（第1稿）で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では地域社会へ入り込むような視点が不足している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がいない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つも存在する。
- 提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。（河川管理者）
- 各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではない。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。
- 拠点の問題も含め、仕組みを考えるよりもまず必要性をつくるのが大事ではないか。必要性をつくれれば形はできる。
- 最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を置いておくべき。

<その他>

- ・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。

住民参加に関する提言について

住民参加作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時ににおける一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会がこれまでの議論をもとにまとめた案について中間報告がなされ、その後「関係住民」の定義や意見聴取・反映のフロー等について意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

- ・代替案というところを決めて出すということになるので、日本にはなじみにくい。"提案と代替案"という言い方にしてはどうか。また、学識経験者といっても幅があり、現場の経験があり現状をよく知っているという意味の学識経験者であることを明記した方がよい。
- ・資料3の2頁に「関係住民」という言葉について新たな定義をされているが、従来の意味合いで使われる場合と混同されやすい。新たな定義であれば、違う言葉を考案した方がよいのではないか。
- ・計画策定自体がとても大きなことであるので、この提案の通りに説明会や討論会等を実施する場合かなり時間と労力がかかるのではない。具体的に想像できるような例等があれば教えてほしい。
 - 整備計画の中で実施となっている事業をこのように検討していく、とするならそれほど数は多くならないはずである。
 - これはあくまで基本的な考え方であり、合意のもとに省略しうる段階もあるだろう。
- ・住民には利害関係者や無関係層など様々なタイプがあり、そのタイプによって意見聴取のあり方や意見反映の仕方が違ってくる、といったこれまでの議論の積み重ねをもっと生かした内容にしてほしい。
- ・2頁に「それ以外の住民、さらには地球市民」となっているが、ここで地球市民が出てくるのは飛躍しすぎではないか。
- ・利害のからんだ住民への広報の仕方、その手順等についても内容に入れる必要があるのではない。特に洪水被害に遭う危険性のある場合、関心の薄い住民にどのように現状を伝え認識してもらうかは重要である。
- ・5頁の聴取意見反映の際の判断基準だが、この順番についてもっと検討する必要がある。
- ・今日のたたき台（資料3）に対する意見を庶務まで出して頂きたい。（作業部会リーダー）
- ・今日の意見を踏まえて、提言別冊版のとりまとめを完成させてほしい。（部会長）

今後の進め方について

作業部会は、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）作成のとりまとめを次回部会（4/11）に提出する。部会はこのとりまとめをたたき台として審議し、第20回委員会（4/21）へ部会からの案として提出する。第4回住民参加部会の開催を4/18に予定するが、審議の進み具合に応じ、開催しない場合もあり得る。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・一般から流域委員会へ寄せられた質問や意見に何らかの回答をすると提言説明会で聞いたが、その内容の充実度が今後の対話集会につながらと思う。この件の進捗状況を教えてほしい。
 - これまでに頂いた意見をいくつかの論点に分けて整理した冊子を作成している。現在最終チェック中であり、近日中に出来上がる予定である。（庶務）

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回住民参加部会の資料より抜粋

資料2 - 1 『「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について』より

資料2-1 『「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について』を用いて、住民参加部会の議論の論点に関して説明が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

4．住民参加部会の論点について

（1）計画策定、推進（4.1、5.1）

<論点>

- ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか
- ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか
- ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか（特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか）
- ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。

参考：計画策定、推進に関する説明資料内容（5.1 具体の整備内容：説明資料P3）

- 計画の進捗チェック、見直し
- 情報の共有と公開、住民との連携、関係団体・自治体・他省庁との連携
- 河川レンジャーについて（活動内容、活動拠点）
- 計画の実施にあたり、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）と相互に連携

⋮
(後略)
⋮

住民意見聴取・反映に関する提言より

資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取・反映方法について（案）」を用いて、住民意見の聴取・反映に関する提言の内容について、議論が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

淀川水系流域委員会（以下、委員会という）は、国土交通省が河川法に基づいて淀川水系の河川整備計画を策定するにあたり意見をのべるとともに、関係住民の意見反映方法について意見を述べることを目的として設置され、そのことを委員会規約第2条に定めている。

委員会は、約2年間にわたる検討の結果、平成15年1月17日に提言「新たな河川整備をめざして」を近畿地方整備局（以下、整備局という）に提出した。この提言の4-8「住民参加のあり方」において、「河川管理者が河川整備計画を策定するにあたり、どのように住民意見を聴取・反映すべきか」の具体的方法を別冊で提案することとした。本抄は、この課題について考察し、提案するものである。

⋮
(中略)
⋮

今後、（第1稿）について、住民や市民団体、関係省庁・機関や自治体と「対話集会」もしくは「対話討論会」を開催すべきである。

この「対話集会」もしくは「対話討論会」は、「説明会」とはその性格を異にするものであり、関係住民と行政の意見交換の場である。進行にあたっては中立的な立場で意見の整理・調整を行う人物（いわゆるファシリテータ）を置いて行う。そこでは、河川管理者が（第1稿）」を作成するプロセスで検討されたであろう種々の代替案の中から、どのような考え方で「実施」を選択されたか、関係住民等との合意形成についてどのように考え、取り組むのか、などが明らかにされ、また、関係住民等からも「実施」と選択された事業について、その利害得失を含んだ代替案や意見が提出され、それを含めて議論する。この議論とその結果としての河川整備計画への反映について、どこまで議論し、反映すれば「反映した」ことになるかについての法的な、あるいは一般的な定義はないが、議論や意見交換の中での迅速かつ誠意ある対応により相互の信頼・安心関係を醸成することが大切である。意見や代替案の提案については、河川管理者は見解（書）を出し、それに対して住民の反論を受け付ける、という作業を繰り返し、最終的に意見は、所定の手続きを踏んで計画に反映されるべきであるが、反映にあたっては、住民の訴える意見内容の重要度や切実さの度合いに応じて優先順位や反映方法を関係住民等と話し合って検討する必要がある。

ちなみに、ここでいう「関係住民等」とは、川から利益や被害を受ける「川と関わりのある人」で、川が多様な側面と総合的な内容を有することにより、「川に関わりのある人」は広範囲に及ぶ。これまでの河川行政において、具体的な事業計画の意見聴取や補償の対象として扱われた「関係住民」の範囲は、殆どの場合、川に漁業権など何らかの権利を有するか、もしくはその事業の実施によって直接的不利益を蒙る地権者などの「利害関係者」に限られてきた経緯がある。しかし、これは不合理であったと言わざるを得ない。「関係住民」を、時間軸で見れば、現在世代のみではなく将来世代にも及ぶ。また、地域軸で見れば、流域住民とそれ以外の国民、さらには地球市民も川に関わりがあると言える。

しかし、あまり広範に概念を拡大することは無益であり、いたずらに混乱を招くおそれがある。次に掲げるような人々が「関係住民等」と考えられる。

- 住民
- 利害関係者
- 市民団体／地域組織
- 流域社会構成員（当該河川の流水を水道の原水として利用している住民など）
- 納税者一般（国民）

⋮
(後略)
⋮

これまで開催された会議等について

第2回住民参加部会(平成15年3月27日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/29(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/9(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
		第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
		第20回	H14/12/14(土)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H14/2/24(月)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

住民参加部会委員リスト

2003.3.27現在

(五十音順、敬称略)

No	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 利水部会
2	嘉田 由紀子 (部会長代理)	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
3	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 利水部会
4	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会
5	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 環境・利用部会
6	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
7	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長	淀川部会 利水部会
8	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会
9	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会
10	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会
11	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会
12	三田村 緒佐武 (部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 環境・利用部会
13	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	猪名川部会
14	山村 恒年	法律 (行政法・環境法)	弁護士 元神戸大学教授	環境・利用部会
15	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会

●第1回住民参加部会 住民参加部会以外の参加委員

No	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会 環境・利用部会
2	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会

●第2回住民参加部会 住民参加部会以外の参加委員

No	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
-	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会 環境・利用部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

● 第1回住民参加部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		J1-A
資料1	住民参加部会について	J1-B
参考資料1	住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取WG素案021101版）	J1-C

● 第2回住民参加部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		J2-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	J2-B
資料2 - 1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について	J2-C
資料2 - 1補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について 参考資料（各委員からの論点等に関する意見）	J2-D
資料2 - 2	「提言（030117版）」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の比較資料	J2-E
資料3	河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）	J2-F
資料5	自治体説明・意見収集状況：河川管理者からの提供資料	J2-G
資料6	3月～6月の委員会、部会、運営会議の日程について	J2-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	J2-I
参考資料2 - 1	参加型アセスの手引き：山村委員からの提供資料	J2-J
参考資料2 - 2	河川総合計画に関するSEAの事例分析（アメリカ）：山村委員からの提供資料	J2-K

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■ E-mail k-kim@mri.co.jp

■ TEL 06-6341-5983

■ FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
（株）三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会

住民参加部会ニュース No.1-2

2003年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川河川事務所 / 琵琶湖河川事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川河川事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流河川事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。